

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	特定健康診査等事業関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大竹市は、健康増進事業関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をとり、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特定健康診査等事業関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による特定個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報の保護及び取扱いに関して明記している。

評価実施機関名

広島県大竹市長

公表日

令和8年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定健康診査等事業関連事務
②事務の概要	高齢者医療の確保に関する法律及び国民健康保険法に基づく特定健康診査、特定保健指導及び被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に関連する事務
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
成人健診システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大竹市 健康福祉部 保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大竹市 総務部 企画財政課 情報政策係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-28-0074)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大竹市 健康福祉部 保健医療課 健康増進係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2153)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の含まれる書類等は外部とのやりとりはしない。また、特定個人情報の含まれる書類は施錠できる場所での管理を徹底しており、対策は十分であると考えます。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [特に力を入れている]
判断の根拠	ユーザ認証の管理を徹底しており、アクセス権限の発効・失効の管理やアクセス権限の管理も徹底しているため十分であると考えている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部	大竹市 健康福祉部 社会健康課	大竹市 健康福祉部 保健医療課	事後	機構改革により
平成29年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	社会健康課長 野島 等	保健医療長 野島 等	事後	課名変更により
平成29年5月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	大竹市 総務部 企画財政課 広報統計係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電)	大竹市 総務部 企画財政課 情報広聴係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電)	事後	機構改革により
平成29年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	大竹市 健康福祉部 社会健康課 健康増進係	大竹市 健康福祉部 保健医療課 健康増進係	事後	機構改革により
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成30年5月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	保健医療長 野島 等	保健医療長 松重 幸恵	事後	人事異動
平成30年5月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	大竹市 健康福祉部 保健医療課 健康増進係	大竹市 健康福祉部 保健医療課 健康増進係	事後	電話番号の修正
平成30年5月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成30年5月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和1年5月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和1年5月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和1年5月11日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種	—	基礎項目評価書	事後	新規項目
令和1年5月11日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月11日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用(2項目)	—	特に力を入れている	事後	新規項目
令和1年5月11日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月11日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	—	提供・移転しないに○	事後	新規項目
令和1年5月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	—	接続しない(入手)(提供)に○	事後	新規項目
令和1年5月11日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月11日	IVリスク対策 8. 監査	—	自己点検	事後	新規項目
令和1年5月11日	IVリスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	新規項目
令和2年8月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	高齢者医療の確保に関する法律及び国民健康保険法に基づく特定健康診査及び特定保健	高齢者医療の確保に関する法律及び国民健康保険法に基づく特定健康診査, 特定保健指	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和4年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正

